

まちなか居住推進事業補助金

(町家の建替え支援)

〈問い合わせ先〉
都市整備課
市街地整備係
電話：025-520-5764

町家の居住環境及び地区防災の向上を図るため、建替え工事に伴う解体等に要する経費の一部を支援します。

対 象 者

次の条件を全て満たす人又は団体

- 補助対象区域内に町家を所有していること
- 市税を完納していること
- 補助金交付後、10年以上居住する意思を有すること
- 町内会に加入し、町内会活動等に協力する意思を有すること

補 助 対 象 経 費

- ・ 施工業者に発注する以下の工事
- ① 町家を解体する工事費
※新たに雁木付き町家又は雁木相当幅の通行人の歩行空間を確保した町家を建築するために当該敷地内に存する町家を解体する工事
- ② ①の工事に伴う隣家の外壁復旧工事費

補 助 額、補 助 率

- ① 補助対象経費の1/2（1,000円未満の端数は切り捨て。上限100万円）
※¹子育て世帯の場合は上限130万円
※²子育て世帯又は移住者で空き家を購入して1年以内の場合は、対象経費から補助金額を差し引いた額の1/2を超えない額の加算あり
- ② 補助対象経費の1/2（1,000円未満の端数は切り捨て。上限25万円/壁面）
※ 公共下水道への接続工事を行う場合は、30万円（補助率1/3）を加算

必 要 書 類

- ・ 補助金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）
- ・ 住宅の所有者が分かる資料（資産証明書等）
- ・ 補助対象事業に係る見積書の写し など

留意いただくこと

- ・ 事業着手前に申請を行い、交付決定を受けてから事業に着手してください。
- ・ 施工業者は、市内に本社を有する住宅関連業者または当該住宅の建築工事を施工した元請業者に限ります。
- ・ 補助金の交付は、一の補助対象者につき1回を限度とします。
- ・ 詳細は、交付要綱をご確認ください。

交付申請から支払いまでの流れ

